

子育てのための施設等利用給付認定申請書に関する確認書

※以下の重要事項確認項目は、本申請において、保護者の方にご確認いただきたい事項です。必ずお読みいただき、「□」にチェックの上、署名欄に署名をお願い致します。

重要事項確認項目	
子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、当該認定に係る審査及び申請者や同居親族等の市町村民税課税状況等の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。	□
申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給その他施設における給食費の徴収に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者提供することがあります。	□
施設等利用費は、市が認めた場合、申請者に代わり、利用する施設・事業者が受領する場合があります。	□
制度施行初年度及び新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。	□
申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。	□
認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第59条の2に規定する事業（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。	□
既に施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定（教育・保育給付認定）を受けており、保育の希望がある等、以前の申請内容から変更がある場合のみ、新たに認定通知書を発行致します。	□
「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」の施行に伴い、深谷市保育課は本申請時にマイナンバーの記載を求めることがあります。	□
申請児童及び保護者、同居親族等の必要な情報が確認できなかった場合、深谷市保育課より各種必要書類の提出を依頼することがあります。	□

上記重要事項確認項目を確認、承諾したうえで、子育てのための施設等利用給付認定を申請します。

年 月 日

保護者氏名